

# 研究員 の眼

## 欧州委員会による Temu の調査 デジタルサービス法違反被疑事案

保険研究部 専務取締役 研究理事 松澤 登  
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

2024年10月31日、欧州委員会は Temu に対して、デジタルサービス法(Digital Services Act、以下 DSA)に違反した可能性があるかどうか正式に調査に着手したと公表した<sup>1</sup>。

Temu とは中国発のショッピングモール型通販サイトであり、日本にも進出している。筆者がネットを閲覧していると、あり得ないくらいの安価の商品広告が掲出されることがあり、びっくりすることがある。ネットでは様々な情報が出ているが、真偽不明なのでここでは取り上げない。

さて、Temu は DSA 上の非常に大きなオンラインプラットフォーム(Very large online platform)に指定されており、一般のオンラインプラットフォームよりも多くの DSA 上の規定が適用されることとなっている。

欧州委員会の公表資料によると具体的に調査される項目は以下の通りである。

- ① Temu が、EU 規則に不適合な製品の販売を行わないために導入しているシステムに関する調査。このシステムのうち、特に、以前に不適合製品を販売していたことで停止された不正な販売者が販売を再開することを制限するシステム、ならびに不適合商品そのものの販売再開を制限するシステムに関して調査を行う。
- ② 中毒性のあるサービスの設計に関連するリスクについての調査。この調査には人の身体的および精神的健康に悪影響を与える可能性があるゲームのような報酬プログラム、およびそのような中毒性のある設計から生じるリスクを軽減するために Temu が導入しているシステムを含む。
- ③ Temu がユーザーにコンテンツや製品を推奨する方法に関連する DSA 上の義務の遵守。DSA 上の義務としては、Temu の推奨システムで使用される主要なパラメータを開示すること、およびプロファイリングに基づかない、簡単にアクセスできるオプションを少なくとも 1 つユーザーに提供することが含まれている。
- ④ 研究者が Temu の公開アクセス可能なデータにアクセスできるようにするという DSA 上の義務の遵守。

<sup>1</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_5622](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_5622) 参照。

公表資料によると該当する DSA の条文は以下の通りである。

27 条：推奨システムに使用する主要なパラメータの開示

34 条：一年に最低一回重要なシステミックリスクの特定、分析、評価を実施すること

35 条：システミックリスクを抑制するために、オンラインインターフェイスなどのデザイン、特徴、機能を適応させることなどをはじめとした、合理的で比例的、かつ効果的な措置を取ること

38 条、推奨システムの透明性確保

40 条：調整担当官(Digital Service Coordinator、各加盟国に設置される DSA を執行する当局)および欧州委員会によるデータアクセス確保

ここでのポイントは、案件がデジタル市場法(Digital Markets Act、以下 DMA)ではなく、DSA での調査開始決定であることだ。DMA は競争可能性(Contestability)を確保するための規則で、競争に関連する事件を取り扱う。他方、DSA は illegal content を規制する規則で、ウェブ上での人の安全や権利を守るために立法されている<sup>2</sup>。つまり Temu の商慣行が、正当な商慣習として適正なものかどうか調査されるということである。

なお、Temu については、2024 年 11 月 8 日、EU や欧州加盟各国より消費者保護法に基づく指示が出ている。これについては次回の研究員の眼で解説したい。

---

<sup>2</sup> 基礎研レポート「EU のデジタルサービス法施行」  
[https://www.nli-research.co.jp/files/topics/74016\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/74016_ext_18_0.pdf?site=nli) 参照。